

小牧市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び小牧市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 2 7 号

小牧市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び小牧市会計  
年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正  
する規則

(小牧市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 小牧市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年小牧市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附則第3条を次のように改める。

(夏季休暇の特例)

第3条 令和8年度における第15条第1項第16号の場合に限り、同号中「10月15日」とあるのは、「10月31日」とする。

(小牧市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 小牧市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年小牧市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附則に次の1項を加える。

(夏季休暇の特例)

3 令和8年度における第14条第1項第9号の場合に限り、同号中「10月15日」とあるのは、「10月31日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。